

政治活動用事務所立札及び看板と証票のあらまし

選挙のない平時において、公職の候補者等（現職・候補者・立候補予定者）又はその後援団体は、選挙運動にわたらない限り、政策の普及や宣伝、党勢の拡張、政治啓発などの政治活動を原則として自由に行うことができます。

ただし、公職の候補者と後援団体の政治活動用の事務所の立札及び看板の類の掲示に関しては、選挙目当てのものにならないように時期に限らず次のとおり制限があります。

公職にあるもの、公職の候補者になろうとする者及びそれらの者の後援団体が、政治活動のために使用する**事務所に立札及び看板の類を掲示する場合には証票を貼付しなければならない。**

掲示できる立札及び看板の類の総数(市長・市議選挙の場合)

- ① 公職の候補者等1人につき 6枚
- ② その候補者のすべての後援団体をあわせて 6枚

※公職選挙法施行令第110条の5第1項第5号

※当該選挙の期日の告示日前に掲示したものであれば選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに掲示することはできません。

掲示できる枚数

1つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板の類は、あわせて2枚以内。

※公職選挙法第143条第16項1号

※1つの場所に候補者等の事務所と後援団体の事務所が同居している場合には、それぞれの事務所の実態がある場合、それぞれ2枚掲示できる。

※両面の看板は、片面ずつ1枚となり、合計2枚の証票を貼付しなければならない。

掲示できる場所

立札及び看板の類は、**政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示しなければならない。** ※公職選挙法第143条第16項1号

従って事務所の実態のない場所、事務所から離れた場所の掲示はできない。

大きさ 縦150cm、横40cm以内

※公職選挙法第143条第16項1号

- ① この規格は、字句の記載された部分のみではなく、その下の足がついている場合は、その足の部分等も含まれる。
- ② 縦横の長さの制限内であれば、横にするのも自由である。

交付申請・その他の届出手続き

- ①**交付申請** ～ 新たに申請するとき
【提出物】 候補者用：**交付申請書**
後援会用：**交付申請書、政治団体設立届の写し及び規約、会則等の写し**
- ②**異動届** ～ 証票交付申請書の記載に異動（代表者変更や住所変更等）があるとき
【提出物】 候補者・後援会用：**異動届**
- ③**廃止届** ～ 候補者等・後援団体であることをやめたとき
【提出物】 候補者・後援会用：**廃止届、交付された証票すべて誓約書**（証票を紛失したとき）
- ④**再交付申請書** ～ すでに交付済みの証票の紛失・汚損・破損のとき
【提出物】 候補者・後援会用：**再交付申請書**

【申請書等の提出先】

雲南市選挙管理委員会事務局（雲南市役所3F 総務部総務課）
電話（0854）40-1090
FAX（0854）40-1029

※ 郵送等では受け付けられません（雲南市公職選挙法等執行規程第28条第1項）